

金沢大学 令和7（2025）年度 入学料・授業料（後期）免除（家計急変）申請要項 【大規模災害による家計急変者対象】

この申請要項の対象者は、大規模災害被害の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の者です。**入学料免除は令和7年10月入学者のみ申請可能です。**

※1 **学士課程の学生は、当該免除制度に追加して、修学支援新制度**（日本学生支援機構の給付奨学金及び入学料・授業料減免による国の経済的支援制度。多子世帯の学生への入学料・授業料無償化を含む。以下「新制度」という。）に申請可能です。**ただし、高校卒業から本学入学までに3年を経過している者及び私費外国人留学生は対象外です。**以下本学Webサイトを確認し、新制度（日本学生支援機構給付奨学金の在学採用）の申請を行ってください。両制度により免除が認められた場合、免除額が高い方の結果を適用します。

▶金沢大学HOME>教育・学生支援・学生活動>経済的支援・各種奨学金>修学支援新制度（学士課程学生対象）

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/school_support



※2 **大学院・別科・新制度対象外の学士課程の者で、生計維持者の居住する家屋が「中規模半壊」、「半壊」の場合は当該免除制度に追加して、本学独自の免除制度（「新入学向け」又は「在学者向け」）に併願申請**が可能です。両制度により免除が認められた場合は免除額が高い方の結果を適用します。

以下本学Webサイトで申請要項を確認し、申請書類を準備の上、期限までに提出してください。

▶金沢大学HOME > 教育・学生支援・学生活動 > 経済的支援・各種奨学金 > 授業料免除

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver



目次

0. はじめに	3. 申請方法
	3-1. 上記2-1に該当する被災者
1. 対象となる大規模災害	3-2. 上記2-2に該当する家計急変者
2. 免除対象者	3-3. 申請における注意点
2-1. 被災した者	4. 結果通知
2-2. 上記2-1の条件には該当しないが、当該地震により家計急変した者	4-1. 入学料免除結果
	4-2. 授業料免除結果
2-3. 対象者に関する補足（申請資格）	5. 個人情報の取扱い
	6. 学生及び生計維持者の方へ
	7. 問合せ先

0. はじめに

全課程の学生を対象に、本人の申請に基づき、本学規程等に定める申請資格、被災状況の双方を満たした者を、被災状況に応じて全額免除、半額免除に決定します。基準に満たないため不許可とする場合もあります。

1. 対象となる大規模災害

- ・令和6年能登半島地震
- ・令和6年10月1日以降に発生した大規模災害（激甚災害又はこれに類するもの）

2. 免除対象者

2-1. 被災した者（以下「被災者」）

対象となる大規模災害の被災者のうち、以下の（1）及び（2）の両方の条件を満たす者。

申請方法は本要項3-1参照。

- （1）生計維持者が対象となる大規模災害に被災した事実を公的証明書等により証明可能な者
 - （2）以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の者
 - ①生計維持者が死亡または行方不明となった場合
 - ②生計維持者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の場合
- ※ 独立生計者は、持ち家の場合のみ対象となります。

2-2. 上記2-1の条件には該当しないが、当該災害により家計急変した者（以下「家計急変者」）

対象となる大規模災害の被災者のうち、以下の（1）及び（2）の両方の条件を満たす者。

申請方法は本要項3-2参照。

- （1）対象となる大規模災害により、生計維持者の所得が急変する世帯の者
 - 例1 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があった場合
 - 例2 生計維持者が失職した場合
 - 例3 生計維持者が怪我又は病気により半年以上就労が困難となった場合
- （2）家計急変事由発生後の所得が本学の通常の授業料免除制度の基準の範囲内である者

2-3. 対象者に関する補足（申請資格）

- （1）留年又は標準修業年限を超過して在学している者も申請可能です。
- （2）免除申請の基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）から申請結果が出るまでの間に退学、休学、復学、修了（6月修了、12月修了等）する場合は当該学期に徴収する授業料に対して減免を行いますので、必ず学生支援課学生支援係へその旨を申し出てください。
- （3）申請学期の前学期又は申請学期中に懲戒処分を受けた者は申請できません。懲戒処分を受けた時期が申請結果通知前の場合には免除申請を無効とし、申請結果通知後の場合には免除許可を取り消します（正規の授業料を追納）。

3. 申請方法

入学料免除・授業料免除申請書類一式を、申請期間内に提出してください。申請は学期ごとに行う必要があります

申請種別により申請期間および提出先が異なりますので注意してください。

期日までに自己都合に因らず用意できない書類（被災証明書等）がある場合や、不明な点がある場合は、**必ず申請期間内に学生支援係へ相談してください。**

3-1. 上記2-1に該当する被災者

①入学料免除のみ申請する場合、又は入学料免除及び授業料免除を申請する場合

【大学院】

申請方法	以下の書類等を提出期間内に提出してください。
申請書類	1.大規模災害に係る入学料・授業料免除申請書（所定様式） 本学 Web サイトから各自ダウンロードしてください（本要項「3-3.申請における注意点」参照）
	2.死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書（被災証明書）（いずれもコピー可） 独立生計者の場合は、り災証明書（被災証明書）に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。
	3. 110 円分の切手を貼った返信用封筒（長形 3 号）→入学料免除結果通知用・封筒表面に申請者の住所（郵便物が確実に届く住所）、氏名を記入すること。
提出期間	申請者の入学手続要項に定められた入学手続期間内
提出方法	申請者の入学手続書類と併せて本免除申請書類を提出
提出先	入学先の入学手続担当係 （本要項「7.問合せ先」参照）

②授業料免除のみ申請する場合

申請方法	以下の書類等を提出期間内に提出してください。
申請書類	1.大規模災害に係る入学料・授業料免除申請書（所定様式） 本学の Web サイトから各自ダウンロードしてください（本要項「3-3.申請における注意点」参照）。
	2.死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書（被災証明書）（いずれもコピー可） 独立生計者の場合は、り災証明書（被災証明書）に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。
	3.（学士課程のみ（私費外国人留学生を除く）） 修学支援新制度申請状況申告書（家計急変用） 本学 Web サイトから各自ダウンロードしてください（本要項「3-3.申請における注意点」参照）。
提出期間	令和7年9月2日（火）～9月12日（金） （郵送の場合、当日消印有効）
提出方法	郵送又は学生支援係の受付窓口提出
提出先	〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学学務部学生支援課学生支援係（本部棟2階） ※郵送の場合は、封筒表面に「入学料・授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。 ※宝町・鶴間キャンパスの学生は、所属部局の学務係でも提出を受け付けます。ただし、郵送の場合は学生支援係宛てへの送付に限ります。

3-2. 上記2-2に該当する家計急変者

① 入学料免除のみ申請する場合、又は入学料免除及び授業料免除を申請する場合

【大学院】

申請方法	以下の申請書類を準備し、申請要項「令和7（2025）年度後期入学料免除（徴収猶予）・授業料免除（新入学者向け）」（以下本学 Web サイト参照）に従って申請してください。 ▶金沢大学 HOME>教育・学生支援・学生活動>経済的支援・各種奨学金>入学料免除・入学料徴収猶予 https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/exemption_grace	
申請書類	1. 上記申請要項に記載の必要書類一式 2. 大規模災害に係る入学料・授業料免除申請書（所定様式） 本学 Web サイトから各自ダウンロードしてください（本要項「3-3.申請における注意点」参照）。 3. 家計急変者の直近3か月分の収入を証明する書類 ・給与所得者：上記期間の給与明細書（コピー） ・給与以外の所得のある者：上記期間の売上と必要経費がわかる帳簿等 4. （該当者のみ）当該地震が原因で失業、廃業した場合 次のうち該当する書類を提出 ・雇用保険被保険者離職票（コピー） ・雇用保険受給資格者証（コピー） ・廃業届（コピー）など廃業年月日が分かる書類 5. （該当者のみ）当該大規模災害が原因の怪我や病気で療養中である場合 ・医師の診断書	
提出期間	申請者の入学手続要項に定められた入学手続期間内	
提出方法	申請者の入学手続書類と併せて本免除申請書類を提出	
提出先	入学先の入学手続担当係 （本要項「7.問合せ先」参照）	

② 授業料免除のみ申請する場合

【大学院・別科・新制度対象外の学士課程】

申請方法	以下の申請書類を準備し、申請要項「令和7（2025）年度後期授業料免除（在学者向け）」（以下URL参照）に従って申請してください。 https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver/graduate_students	
申請書類	1. 上記申請要項に記載の必要書類一式 2. 大規模災害に係る入学料・授業料免除申請書（所定様式） 本学 Web サイトから各自ダウンロードしてください（本要項「3-3.申請における注意点」参照）。 3. 家計急変者の直近3か月分の収入を証明する書類 ・給与所得者：上記期間の給与明細書（コピー） ・給与以外の所得のある者：上記期間の売上と必要経費がわかる帳簿等 4. （該当者のみ）当該地震が原因で失業、廃業した場合 次のうち該当する書類を提出 ・雇用保険被保険者離職票（コピー）	

	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証（コピー） ・廃業届（コピー）など廃業年月日が分かる書類
	5.（該当者のみ）当該大規模災害が原因の怪我や病気で療養中である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書
提出期間	令和7年9月2日（火）～9月12日（金） （郵送の場合、当日消印有効）
提出方法	郵送又は学生支援係の受付窓口提出
提出先	〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学学務部学生支援課学生支援係（本部棟2階） ※郵送の場合は、封筒表面に「入学料・授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。 ※宝町・鶴間キャンパスの学生は、所属部局の学務係でも提出を受け付けます。ただし、郵送の場合は学生支援係宛てへの送付に限ります。

【新制度対象の学士課程】

「日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金」と「大学による入学料・授業料の減免」による**修学支援新制度（家計急変）**に申請できる可能性があるため、学生支援課学生支援係まで速やかにご相談ください。申請対象となるか確認の上、申請書類、申請期限等を指示します。

※既認定者のうち第Ⅱ～第Ⅳ区分の者については、「家計急変」枠で申請することにより、支援区分が変更される場合があります。第Ⅰ区分の既認定者は新制度により全額免除されるため、当該免除制度に申請する必要はありません。

3-3. 申請における注意点

(1) 各種様式は、以下の本学Webサイトに掲載しています。紙媒体では配付しませんので、各自で印刷して使用してください。書類のサイズはA4です。

<入学料免除・入学料徴収猶予>

▶金沢大学HOME > 教育・学生支援・学生活動 > 経済的支援・各種奨学金 > 入学料免除・入学料徴収猶予
https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/exemption_grace



<授業料免除>

▶金沢大学HOME > 教育・学生支援・学生活動 > 経済的支援・各種奨学金 > 授業料免除
https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver



(2) 添付書類のうち、申請期間内に自己都合に因らず用意できないものは、後日の追加提出を認めます。その際、**提出できない書類がある旨をメモ等に記入し、提出してください。**後日追加提出する書類の提出期限は、10月末としますが、この期限でも提出できない場合は学生支援課学生支援係までご相談ください。自己都合に因らず用意できない書類以外の書類は、必ず申請期間内に提出を完了してください。

(3) **申請書類に不備等がある場合、学生支援係からメール、アカンサスポータルのメッセージ又は電話で連絡します。申請書類の不備等が指定した期日までに改善されない場合は申請を無効とすることがあります。**

(4) **提出された書類の返却・貸出・複製等は一切いたしません。**コピー可とあるものは必ずコピーを提出し、原本を提出する場合は必ず提出前に各自コピーをとっておいてください。

(5) 申請内容に虚偽があった場合、入学料・授業料免除許可後であっても許可を取り消し（正規の納付額を追納）、以降の授業料免除申請は行えません。

(6) 本学では、授業料を預金口座から自動的に口座振替するため、授業料免除を申請する場合でも、口座振替

の手続きをすることが必要です。授業料免除審査時に口座振替手続きが完了していることを確認しますので、
 手続未完了者は所属部局の学務係で手続書類を入手し、申請書類提出までに必ず口座振替の手続きを行
 ってください。未渡日の私費外国人留学生は、渡日後に口座振替の手続きをしてください。事情があり口座振
 替ができない場合は、学生支援係まで申し出てください。

4. 結果通知

4-1. 入学料免除・徴収猶予結果

令和7年12月中旬（予定）に、**申請時提出済の返信用封筒**により結果を郵送します。

※入学料免除の結果通知までは、入学料の徴収を猶予します。

※入学料免除が不許可の者又は半額免除の者（半額免除の者がその後徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除
 若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可が通知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を
 納付する必要があります。

※入学料免除不許可又は半額免除の者は入学料徴収猶予の申請が可能です。入学料徴収猶予が許可された場
 合の猶予期限は、4月入学者は9月30日まで、10月入学者は翌年の3月31日まで（いずれもこの日が休
 祝日の場合は直前の平日まで）です。

※**入学料免除若しくは徴収猶予が不許可の者又は半額免除が許可の者あるいは徴収猶予が許可の者が、納付
 すべき入学料を納付しない場合は、除籍します。**

※**結果通知から納付期限までの期間が短くなっていますのでご注意ください。**

4-2. 授業料免除結果

令和7年12月中旬（予定）に、**アカンサポータルのメッセージ機能**により通知します。

※授業料免除申請の結果通知までは、授業料の徴収を猶予します。

※申請結果が半額免除又は不許可の場合の納付額及び納付方法は結果通知と併せてお知らせします。

※**授業料の最終納付期限は、前期は9月30日、後期は翌年3月31日まで（いずれもこの日が休・祝日の場合
 は直前の平日まで）です。納付できない場合は除籍とします。**

※**結果通知から納付期限までの期間が短くなっていますのでご注意ください。**

5. 個人情報の取扱い

- (1) 申請にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、入学料・授業料免除等の審査業務を行うた
 めに利用します。また、入学料・授業料免除等の選考結果は入学料及び授業料収納に関する業務に使用します。
- (2) (1)により得られた個人情報及び入学料・授業料免除等の選考結果は、本学が行う学生の経済的支援に関する業
 務に利用することがあります。また、大学教育の改善、学生支援の改善、大学の管理運営（各種統計調査・分
 析、事業企画等）を目的として、個人を特定できない形で利用することがあります。
- (3) 上記(1)及び(2)の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の事業者へ委託する場合があります。この場合、本学と
 外部の事業者とで個人情報が適切に取り扱われるよう契約を締結し、当該事業者に対して個人情報の全部または
 一部を提供します。

6. 学生及び生計維持者の方へ

入学料免除（徴収猶予）・授業料免除は、学生の自立性を促すため**学生本人による申請**を原則としています。
 審査にあたり不明な点等がある場合、学生本人に尋ねますので、**申請者である学生本人が家庭状況を十分に理解
 した上で申請してください。**

また、公平・公正を期するため、申請に係る各締切日等は厳格に取り扱います。従って「知らなかった」、「通知に気づかなかった」、「忙しかった」等、**大学側の責によらない理由では、申請期間経過後の受付は一切いたしません。**ご理解、ご協力ください。

7. 問合せ先

金沢大学学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟2階）

E-Mail: stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp

（メール本文には学籍番号と氏名を必ず記載すること）

【参考】大学院の入学書類提出先

部局	入学書類提出先	
人間社会環境研究科 法学研究科 教職実践研究科	人間社会系事務部学生課 （入試・学生募集担当） 〒920-1192 金沢市角間町 （人間社会第2講義棟1階）	電話：076-264-5600 E-mail: n-nyusi@adm.kanazawa-u.ac.jp
自然科学研究科	理工系事務部学生課入試係 〒920-1192 金沢市角間町 （自然科学本館G2階）	電話：076-234-6823,6824 E-mail: s-nyusi@adm.kanazawa-u.ac.jp
医薬保健学総合研究科 （医科学専攻, 医学専攻）	医薬保健系事務部学生課医学学務係 〒920-8640 金沢市宝町13-1 （医学類F棟1階）	電話：076-265-2121,2887 E-mail: t-daigakuin@adm.kanazawa-u.ac.jp
医薬保健学総合研究科 （薬学専攻, 創薬科学専攻）	医薬保健系事務部 薬学・がん研支援課薬学学務係 〒920-1192 金沢市角間町 （自然科学本館G2階）	電話：076-234-6827,6983 E-mail: y-gakumu@adm.kanazawa-u.ac.jp
医薬保健学総合研究科 （保健学専攻）	医薬保健系事務部保健学支援課 保健学務係 〒920-0942 金沢市小立野5-11-80 （保健学類1号館1階）	電話：076-265-2515 E-mail: t-igaku2@adm.kanazawa-u.ac.jp
先進予防医学研究科	医薬保健系事務部学生課医学学務係 〒920-8640 金沢市宝町13-1 （医学類F棟1階）	電話：076-265-2868 E-mail: t-daigakuin@adm.kanazawa-u.ac.jp
新学術創成研究科	融合系事務部学生課大学院係 〒920-1192 金沢市角間町 （自然科学本館1階）	電話：076-264-5970 E-mail: s-yugo@adm.kanazawa-u.ac.jp